

神戸市と神戸国際大学及び社会福祉法人報恩会との外国人介護人材の育成に関する連携協定書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸国際大学（以下「乙」という。）及び社会福祉法人報恩会（以下「丙」という。）とは、相互に連携、協力し、医療・看護の知識を有する外国人介護人材の受入及び育成に取り組むため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）海外の医療・看護系教育機関との連絡、調整
- （2）在留資格「特定技能（介護）」取得のための日本語学習及び介護施設での実地研修カリキュラムの企画、実践、評価
- （3）（2）のカリキュラムを修了し、「特定技能（介護）」取得後の外国人介護人材の就労支援

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1カ月前までに、甲、乙または丙のいずれかから本協定の継続の意向が書面により示され、甲、乙及び丙の協議によりこれを承認する場合は、本協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、決定する。また、甲、乙または丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年（2021）年7月16日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区向洋町中9丁目1番6
神戸国際大学
代表者 学長 辻 正次

丙 神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号
社会福祉法人報恩会
代表者 理事長 奥野 和年